

(参考)

児童相談所における夜間休日の相談体制 (全国208か所 H27.4.1～)	平成26年8月1日時点	平成27年7月1日
1 夜間休日においても虐待通告など緊急の相談に対応できる体制 (留守番電話の音声案内に沿って、相談窓口へかけ直してもらう場合も含む)	147か所(71%)	208か所(100%)
2 夜間休日は、一部の時間帯しか虐待通告など緊急の相談に対応できない体制 (例)22時以降は対応不可、土日は対応不可)	20か所(10%)	0か所(0%)
3 夜間休日は、警備員や一般職員(相談に対応できる職員以外の職員)が電話を受ける体制	40か所(19%)	0か所(0%)

※一部児童相談所については、電話回線工事が完了(7月中を予定)するまでの間、一旦他の職員が電話相談を受けるが、その職員で判断することなく、すぐに相談に対応できる職員につなぐこととしている。